

## 条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十八号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第五号中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同表第七号中「一万五千円」を「一万三千円」に、「一万千七百円」を「一万円」に改め、同表第十八号中「八千円」を「八千七百円」に改める。

別表第三号の表第二号中「二千四百円」を「二千百円」に改める。

別表第四号の表第一号中「二万五千円」を「二万二千円」に改める。

別表第五号の表第二号中「四千六百円」を「五千四百円」に改める。

別表第六号の表第七号中「二千二百円」を「千九百円」に改める。

別表第七号の表第一号の八中「二千円」を「千八百円」に改め、同表第四号イ(1)中「千六百円」を「千五百五十円」に改め、同号イ(3)中「四千四百円」を「四千百円」に、「七千五十円」を「六千六百円」に改め、同号ロ(2)中「千八百五十円」を「千九百円」に改め、同号ロ(3)中「二千二百円」を「二千五百五十円」に、「三千百円」を「三千三百五十円」に改め、同号ハ(3)中「二千九百五十円」を「二千六百円」に、「四千五百円」を「四千五十円」に改め、同号ニ(1)中「千八百五十円」を「千九百円」に改め、同号ホ(1)中「千七百五十円」を「千七百円」に改め、同号ホ(3)中「四千五百五十円」を「四千八百円」に改め、同号ヘ(3)中「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「四千四百円」を「四千三百五十円」に改め、同表第四号の二イ中「四千五十円」を「三千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に改め、同号ロ中「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表第五号ロ及び第六号ロ中「千百円」を「千百五十円」に改め、同表第六号の二金額の欄を次のように改める。

千四百円（自動車安全運転センターが行う研修等のうち、公安委員会が別に定めるものを受けた者に対する講習にあつては、八百円）

別表第七号の表第六号の三中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同表第七号中「千百円」を「千百五十円」に改め、同表第八号イ中「二万三千百円」を「二万三千四百円」に改め、同号イただし書中「については二千四百五十円」を「ついて

は二千三百五十円」に、「五百五十円」を「五百円」に改め、同号イ(3)及び(4)中「二千四百五十円」を「二千五百円」に改め、同号イ(5)中「二千円」を「二千三百五十円」に改め、同号イ(6)中「千七百五十円」を「千八百円」に改め、同号ロ中「一万九千六百五十円」を「一万九千五百円」に改め、同号ロただし書中「八百五十円」を「九百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同号ロ(1)中「三千六百元」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ(3)及び(4)中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同号ロ(5)中「千九百五十円」を「千九百円」に改め、同号ロ(6)中「二千五百円」を「二千五十円」に改め、同号ハ中「一万四千五百円」を「一万四千七百円」に改め、同号ハただし書中「千五十円」を「千五百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同号ハ(1)中「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同号ハ(3)及び(4)中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同号ハ(5)中「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同号ニ中「二万七千七百円」を「二万五千五百円」に改め、同号ニただし書中「千三百円」を「二千四百円」に、「については二百五十円」を「については百五十円」に改め、同号イ(2)中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同号イ(3)中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同号イ(4)及び(5)中「千五百五十円」を「千六百元」に改め、同号イ(6)中「千四百円」を「千五百円」に改め、同号ロ中「一万千八百円」を「一万千八百五十円」に改め、同号ロただし書中「については百円」を「については百五十円」に改め、同号ロ(1)中「三千六百元」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ(2)中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同号ロ(3)中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同号ハ中「九千四百円」を「九千六百五十円」に改め、同号ハただし書中「については百円」を「については百五十円」に改め、同号ハ(1)中「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同号ハ(2)中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同号ハ(3)中「千五百円」を「千二百五十円」に改め、同号ハ(6)中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同号ニ中「一万二千七百五十円」を「一万二千四百五十円」に改め、同号ニただし書中「三千百五十円」を「二千八百五十円」に改め、同表第十一号イ中「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に改め、同号ロ中「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同号ハ中「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千百円」に改め、同号ニ中「千五十円」を「千円」に改め、同表第十二号金額の欄を次のように改める。

イ 運転免許証の更新（ロに掲げるものを除く。）

二千五百円

ロ 運転免許証の更新（法第百一条の二の二第二項の規定により運転免許証

別表第七号の表第十二号の三及び第十二号の四中「千円」を「千百元」に改め、同表第十三号中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表第十四号ハ中「二千百元」を「千九百五十円」に改め、同号ニ(1)中「四千百元」を「四千四百五十円」に改め、同号ニ(2)中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同号ニ(3)中「二千四百五十円」を「二千八百円」に改め、同号ホ(1)中「四千百元」を「四千百五十円」に改め、同号ヘ中「千四百円」を「千五百円」に改め、同号チ中「千三百円」を「千四百円」に改め、同号リ中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同号ヌ(5)中「二千四百円」を「二千四百五十円」に改め、同号ヲ(1)中「四千六百五十円」を「五千百円」に改め、同号ヲ(2)中「四千六百五十円」を「五千百円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に改め、同号ヲ(3)中「五千六百五十円」を「五千八百円」に改め、同号ヲ(4)中「二千円」を「二千二百五十円」に改め、同号ヲ(5)中「二千円」を「二千二百五十円」に、「四千三百円」を「四千四百五十円」に改め、同号ヲ(6)中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同号ワ中「一万三千二百円」を「一万二千五百円」に改め、同号カ中「千九百円」を「二千円」に改め、同表第十五号ハ中「千五百円」を「千八百円」に改め、同号ニ中「四千六百五十円」を「五千百円」に改め、同号ヘ中「千五百円」を「千八百円」に改め、同号ト中「四千六百五十円」を「五千百円」に改め、同号チ中「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に改め、同表第十七号中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改める。

別表第九号の表第七号及び第十二号中「二千円」を「千八百円」に改める。

別表第十号の表第一号中「一万三千円」を「一万二千円」に改め、同表第二号中「千九百円」を「千七百円」に改める。

別表第十二号の表第二号中「千五百円」を「千六百元」に改め、同表第三号中「千円」を「千百元」に改める。

## 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。